

検討を進めている 宿泊税制度について

宿泊事業者説明会

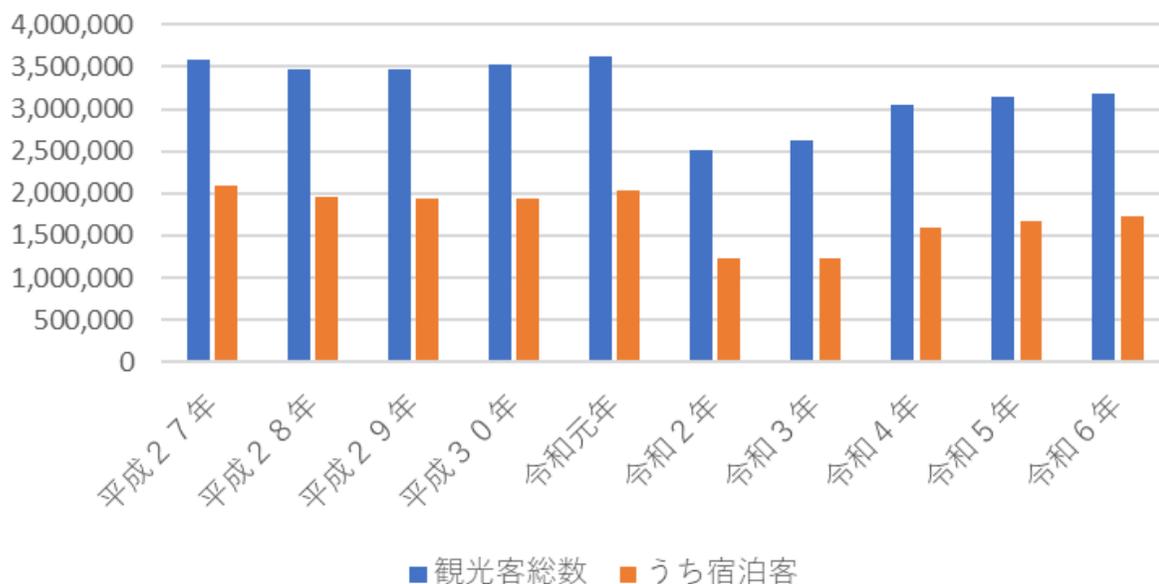
令和7年11月18日（火）	白浜会館
19日（水）	白浜会館
20日（木）	日置川拠点公民館

1 宿泊税検討経緯について

(1)観光の現状

過去10年の観光客数推計を見ると、宿泊客は和歌山県において国民体育大会（現在の国民スポーツ大会）が開催された平成27年が最も多く、日帰り客は令和元年が最も多くなっており、観光客総数としてのピークも同じく令和元年となっている。しかしながら翌令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、特に宿泊客数は大きく落ち込み、コロナ禍後に回復傾向にあるが、令和6年の観光客総数は、最盛期の対元年比で87.6%と戻りきっていない状況にある。

白浜町観光客数の推移



白浜町における観光客推計

(単位：人)

年別	観光客総数	うち宿泊客	うち日帰り客
平成27年	3,595,676	2,092,119	1,503,557
平成28年	3,468,913	1,963,919	1,504,994
平成29年	3,464,960	1,947,269	1,517,691
平成30年	3,521,818	1,945,046	1,576,772
令和元年	3,631,300	2,027,448	1,603,852
令和2年	2,522,331	1,221,742	1,300,589
令和3年	2,622,423	1,225,600	1,396,823
令和4年	3,041,218	1,586,825	1,454,393
令和5年	3,145,444	1,677,304	1,468,140
令和6年	3,184,528	1,733,049	1,451,479

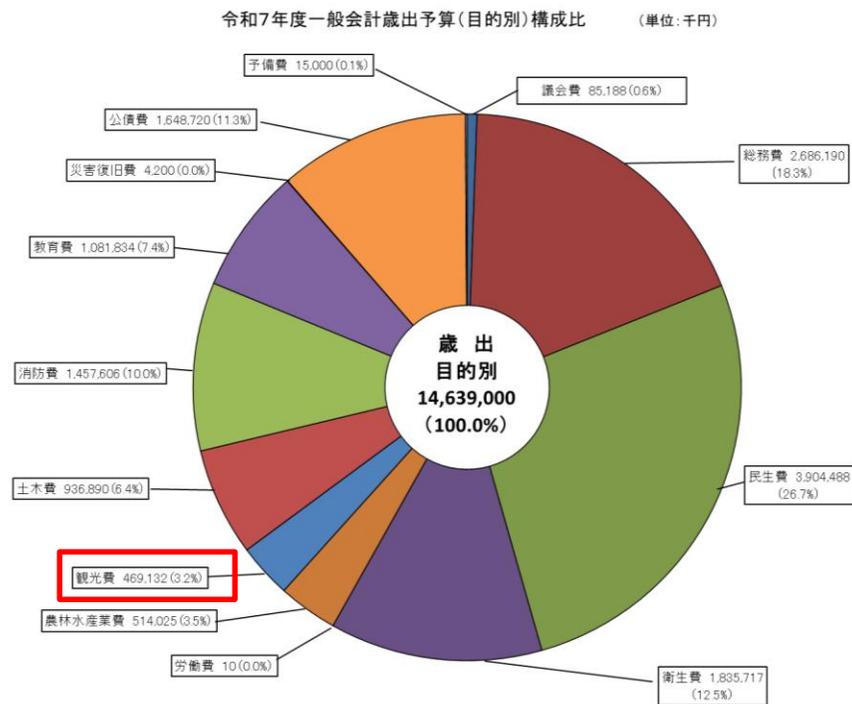
1 宿泊税検討経緯について

令和7年11月18～20日 宿泊事業者説明会資料

(1) 観光の現状

令和7年度白浜町一般会計歳出当初予算における観光費は469,132千円で全体の3.2%となっている。

また、令和6年度決算における主な支出は右表のとおりである。



①観光施策に支出している経費(R6決算)主なもの (単位:千円)

項目	主なもの	決算額
観光課職員人件費	人件費	63,900
内訳(主なもの)	報酬、給料、職員手当等、共済費	63,900
観光関連団体補助	観光協会(白浜、椿、日置)、旅館組合補助金	69,100
内訳(主なもの)	南紀白浜観光協会補助金	61,000
	椿温泉観光協会補助金	3,600
	日置川観光協会補助金	1,500
	白浜温泉旅館協同組合補助金	3,000
イベント補助	観光振興等特別宣伝補助金、各種イベント補助金他	26,200
内訳(主なもの)	観光振興等特別宣伝補助金	18,500
	各種イベント補助	2,800
	オーシャンサーフチャレンジ	1,600
	ビーチアルティメット	3,000
誘客促進・プロモーション	スポーツ合宿誘致補助、観光客誘客事業他	54,000
内訳(主なもの)	スポーツ合宿誘致事業補助金	15,100
	観光バスツアー誘客促進補助金	3,600
	観光客誘客等業務委託料	22,000
	観光PR動画作成等業務委託料	2,800
海水浴場開設費	警備委託料、清掃委託料、海水浴場監視委託料他	51,700
内訳(主なもの)	白良浜海水浴場費	44,900
	江津良海水浴場費	2,900
	臨海海水浴場費	3,000
	椿海水浴場費	900
公園、施設維持管理費	海岸、公園の清掃業務、平草原公園、足湯、白浜会館費、健康交流拠点施設等の維持管理費等	157,300
内訳(主なもの)	公園、平草原公園(維持管理費)	112,700
	向平キャンプ場運営事業費	1,300
	健康交流拠点施設事業費	34,100
その他	各種負担金、商工振興費他	56,700
内訳(主なもの)	白浜町商工会補助金	9,500
	合計	478,900

1 宿泊税検討経緯について

令和7年11月18～20日 宿泊事業者説明会資料

(2) 観光振興の重要性

平成26年3月、白浜町観光産業経済効果調査協議会が取りまとめた白浜町観光産業経済効果実態調査において、白浜町全産業の観光依存度は43.1%と示された。観光産業は白浜町の基幹産業であり、宿泊業者だけでなく、卸売り、飲食や付随するサービス業など裾野が極めて広く、経済・産業への生産波及効果により地域経済の活性化に大きな影響があることから、人口減少が進み、地域の経済産業活動の縮小が懸念される中において、より一層「観光関連産業振興」の重要性は高まってきている。また、白浜町の第2次長期総合計画や白浜温泉街活性化構想推進計画など、町の計画上も観光振興・観光施策は重要な位置付けとなっており、「世界に誇れる観光リゾート白浜・オンリーワンの観光地」の実現を目指し、観光振興に取り組んでいく。

第2次白浜町長期総合計画「～輝きとやすらぎと交流のまち 白浜～」

【基本方針・現状と課題】※一部抜粋

町の持続的な発展をめざして、魅力的な観光地に向けた戦略的かつ計画的な取り組みを推進し、地域のにぎわいを創出します。

観光産業は、重要な成長分野であるといわれている中、グローバル化の進展や人々の価値観の多様化などに伴い、観光地に求められるニーズは多種多様なものとなっています。本町は、風光明媚な海岸や湯量が豊富で泉質の良好な温泉、森と清流と海が織りなす豊かな自然と、世界遺産の「熊野古道大辺路」をはじめ、史跡・文化財などの豊富な観光資源に恵まれているほか、県内唯一の空港である南紀白浜空港が立地する温泉宿泊地となっています。そのような中、平成28年3月に「白浜温泉街活性化構想推進計画」を策定し、「世界に誇れる観光リゾート白浜・オンリーワンの観光地」というテーマのもと、白浜温泉を核とした観光振興に取り組んでいます。

さらに、椿地域は湯治場として全国的に知れ渡っており、日置川地域においては、地域資源を生かした体験・交流型観光を積極的に進めています。今後とも、各地域の特性を発揮し、地域ぐるみによる取り組みを推進していくことが必要です。

【施策の体系】

- ・観光資源の維持、活用
- ・観光イベントの開催
- ・観光施設の整備、充実
- ・観光ネットワークの形成、促進
- ・観光情報の発信強化
- ・観光関連団体等との連携、支援
- ・外国人観光客の受け入れ

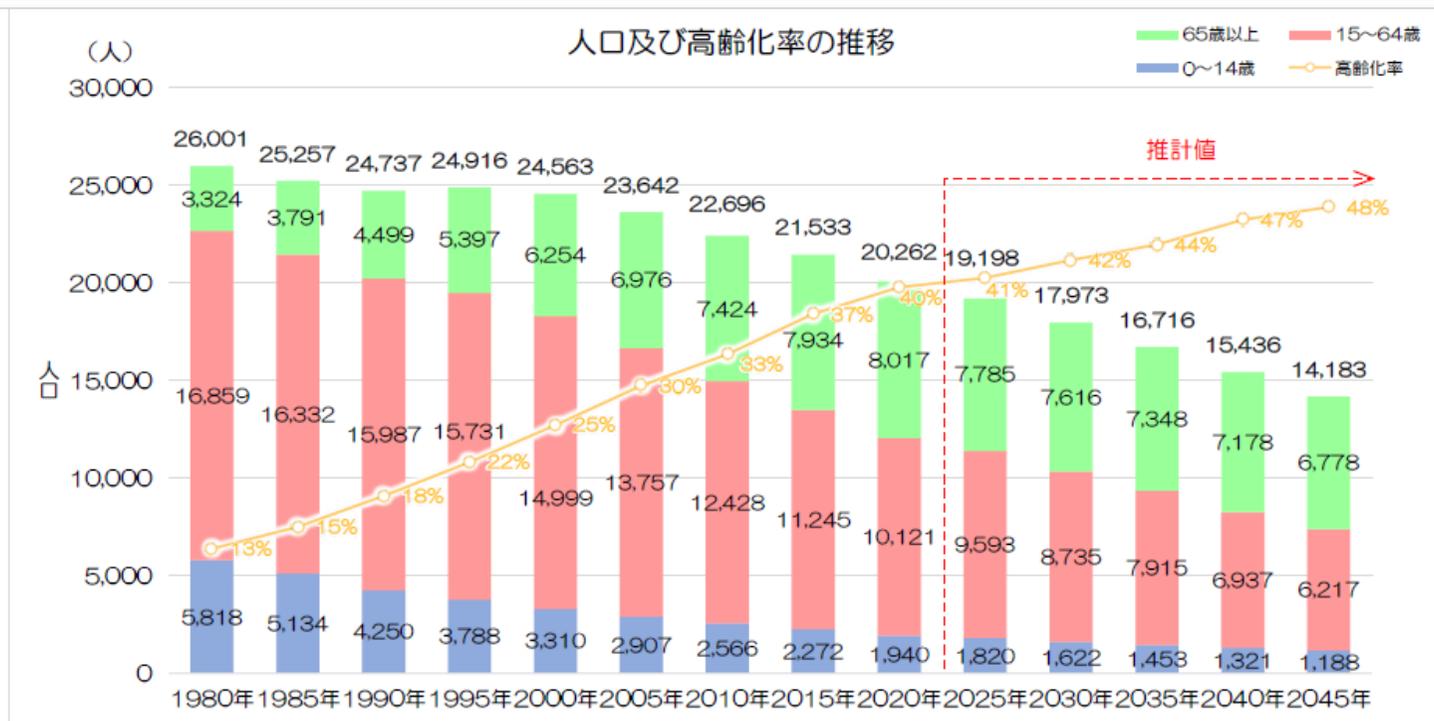
1 宿泊税検討経緯について

令和7年11月18～20日 宿泊事業者説明会資料

(3) 白浜町の推計人口と税収等

人口戦略会議が令和6年4月24日に公表した地方自治体「持続可能性」分析レポートにおいて、当町が消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される。

町の人口は2020年から2045年にかけて約30%（6,079人）減少する見込みで、町税収入の減少や測定単位に人口が用いられている普通交付税についても、大幅な減少が予測されることから、新たな財源の確保が重要となる。



※合計値には、年齢「不詳」の人数を含む

出典：実数値：総務省統計局「2020年国勢調査」

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

1 宿泊税検討経緯について

(4)財源の検討について

○入湯税（超過課税）と宿泊税の比較について

(ア)入湯税（超過課税）

入湯税は鉱泉浴場の入湯行為に対してかかる税金で、地方税法第701条の規定により、町の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光振興に要する費用に充てられる目的税。さらなる財源を確保するには、超過課税（入湯税値上げ）の検討が必要となる。

(イ)宿泊税

宿泊税は旅館業法に規定する旅館等への宿泊行為に対して課税する法定外目的税。地方税法第731条に基づき、条例で定める観光振興に要する特定の費用に充てるもの。近年、各自治体において観光振興の財源とすべく、検討・導入が進んでいる。

(ウ)入湯税（超過課税）と宿泊税の比較

	事業者	観光客・町民	行政
入湯税 (超過課税)	<ul style="list-style-type: none"> 既存の徴収方法に変更がないため、比較的導入に対応しやすい 用途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、事業者として直接的なメリットが少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 用途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、観光客にとって観光施策の恩恵が少なくなる 入湯税の課税対象には町民も含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の徴収方法から変更がないため、徴税コストが低い 課税対象者が入湯者に限られているため、税収の規模の確保が難しい
宿泊税	<ul style="list-style-type: none"> より充実した観光施策により、集客数増が見込まれる 新たな税への対応に負担が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担の関係性が明確 町民でも宿泊時には課税されるが、入湯税と比較し、その機会の少なさから町民負担が少ないと言える 	<ul style="list-style-type: none"> 観光需要に対応するための安定的な財源が確保できる 新たな税を導入するため、事務コストが嵩む

1 宿泊税検討経緯について

令和7年11月18～20日 宿泊事業者説明会資料

(5) 宿泊税検討経緯のまとめ

～観光財源として宿泊税が有力視される理由～

① 地方財政の仕組み

・観光客の増加によって町税が増えても、地方交付税が減額され、収入増にはそのまま結び付かないが、入湯税などの「法定目的税」や宿泊税などの「法定外目的税」、「法定外普通税」、「協力金」であれば、地方交付税は減額されない。

② 税としての特性

- ・「協力金」等と異なり、税として徴収できる強制力がある。
- ・条例で用途を定めることにより、受益と負担の関係を明確にできる。

③ 宿泊税の利点

- ・課税客体（宿泊者の宿泊行為）が明確であり、公平性も担保できる。
- ・担税力が期待できると共に、一定規模の税収確保が安定的に見込める。
- ・宿泊者と事業者の理解を得ることで、確実に徴収することができる。
- ・すでに先行導入されている自治体の導入事例が積み重ねられており、制度設計の見通しがつきやすい。

少子高齢化の進展に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される中、交流人口を拡大させ、白浜町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興に関する重要性が高まっている。今後、観光施策を継続的に実施していくことを目的とした財源の確保として、規模・安定性・継続性の観点から、受益に応じた負担を求める関係が明確で、町民に負担を求めない新たな税として「宿泊税」を検討する。

2 先行導入自治体の状況

(1) 先行導入自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
使途	Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備／東京観光情報センター(都内5箇所)設置・運営／都内の観光スポット等を記載したウェルカムカードの作成	観光客受入のための基盤整備・持続可能な観光の促進／府域における交通アクセス等の容易化・円滑化／文化・生活習慣に配慮した対応／安心・安全の確保／魅力あふれる観光資源づくり／効果的な誘客促進	市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備／京都観光における更なる質・満足度の向上／京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興／観光客の受入れ環境の充実／市民生活と調和した持続可能な観光の振興	ニセコ・羊蹄山の環境保全／安心・安全なリゾートの形成／“観光インフラ”の整備	宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援／インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援／市町村の観光振興施策への財政的支援(宿泊税導入市町村除外)	九州のゲートウェイ都市機能強化／MICE都市としてのプレゼンス向上／地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進
	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)	
使途	観光都市とするためのブランディング／地域資源の観光資源化／セールスプロモーション／観光客がストレスフリーで観光を楽しめる環境整備／MICE戦略を強化し都市型集客の促進／アジアを中心とした誘客促進	サービス向上・消費拡大／受入環境整備／情報提供／緊急時の対応等	地域内交通の充実／宿泊事業者の地球環境負荷の低減を促進・支援／観光協会組織強化、観光人材育成、観光DX推進／景観・環境保全対策／有事への備え	来訪者(宿泊者)の満足度向上／来訪者(宿泊者)の増加促進／観光の好循環創出と加速	宿泊客の増加・観光消費拡大に資する事業【既存】イベント開催支援・実施／観光客受入環境の整備／誘客宣伝業務／市場調査・分析等【今後】マーケティング／コンテンツ開発／観光インフラ／運営経費／人材育成	観光インフラの整備／増加する観光客への対応／魅力ある赤井川村づくり	

■ 先行導入自治体の考え方

- 受入環境整備(交通、案内所運営、Wi-Fi環境)、イベント開催、誘客宣伝が多く、九州地方はMICE誘致も多い。
- 京都市は「市民と観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備」に7割、倶知安町は「地域DMOの事業・運営」に6割を充当。災害やパンデミック対応の基金設立や積み立てに充当する事例(長崎市、ニセコ町、常滑市)、道路や浄水場などのインフラ整備に充当する事例(赤井川村)、宿泊施設の受入環境充実・省エネ等の整備支援に充当する事例(金沢市、福岡市、ニセコ町)がみられる。

2 先行導入自治体の状況

令和7年11月18～20日 宿泊事業者説明会資料

(2) 先行導入自治体の事例(長崎市)

令和7年度の宿泊税活用事業

3億6,701万1千円

<p>① サービス向上・消費拡大 41,597千円 (事業費 93,113千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光地域づくり推進費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様なインバウンドニーズへの対応支援 ・ サステナブルツーリズムの推進 ・ 英語ガイドの育成 ○ 長崎さるく推進費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎さるくの情報発信、ガイド研修 ○ 食・観光高付加価値化事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 和華蘭グルメの磨き上げや食のコンテンツ造成 	<p>③ 受入環境整備 64,833千円 (事業費 295,332千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光地域づくり推進費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成 ・ 事業者ネットワークの活性化支援 ○ 総合観光案内所運営費 ○ 観光客受入環境整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・ オーバーツーリズム対策警備実施 ○ 観光産業人材育成事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の観光産業を支える人材の育成のための、小中学校における「観光教育出前授業」の実施 ○ 観光資源魅力推進費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内板改修(多言語やユニバーサルデザインなど) ○ 路面電車におけるタッチ決済機器導入への支援 ○ 公衆トイレの改修 
<p>② 情報提供 172,107千円 (事業費 232,153千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光地域づくり推進費 <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル広告・OTA等によるプロモーション ・ 観光ワンストップサイトにおける情報提供 ・ 各市場(国内・インバウンド・MICE)の特性に応じたセールスによる誘致活動 など ○ インバウンド誘致広域連携事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 万博を契機とした他都市との連携プロモーション、海外デジタルノマド誘客 ○ 観光客誘致推進費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎市を舞台とした映画、ドラマ等の作品や出演する著名人を活用したPR ○ さしみシティ推進事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・ さしみシティの域外へのPR 	<p>④ 資源磨き 23,200千円 (事業費 282,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 英国領事館における展示等の実施設計及び整備 <p>⑤ 観光交流基金積立金 50,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊税賦課費 15,274千円 (事業費 15,278千円)

2 先行導入自治体の状況

(3) 先行導入自治体の事例(金沢市)

宿泊税の活用

78事業 819,000千円

宿泊料金5千円未満の宿泊に対する宿泊税を免税(令和6年10月施行)

令和7年度宿泊税 収入額 819,000千円

I. まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策	31事業 活用額	403,244千円 355,854千円
改 木が彩る歩行空間創出事業費 新 金沢駅東広場内に木の温もりを肌で感じることができる大型のベンチを設置		19,000千円
新 文化施設展示空間リニューアル事業費 文化施設の鑑賞環境の向上を図るため、計画的に展示空間を改修		6,000千円
新 金沢の庭園文化発信事業費 多面的な価値を持つ歴史的庭園群を「金沢の庭園文化」と位置付け国内外に広く発信		5,500千円
改 全国学生大茶会開催費 本市の茶の湯文化や茶室の魅力を発信するため、全国から茶道部の学生を招聘し、茶会を開催		11,000千円
改 金澤町家宿泊施設再生事業費補助 金澤町家の宿泊施設への再生・活用にかかる改修等に対し支援		12,000千円
改 薦掛け保全・継承事業費 土塀を雪から守る金沢ならではの薦掛けの継承に向けた仕組みを検討		7,590千円
街路樹等雪吊り魅力向上事業費 まちなかの街路樹や公園等の樹木への雪吊りを拡充し、金沢らしい冬の魅力を創出		54,864千円
文化スポーツ施設再整備積立基金積立金		150,000千円

II. 観光客の受入れ環境の充実を図る施策	11事業 活用額	217,813千円 150,678千円
新 金沢駅前広場賑わい創出事業費 来街者への情報発信機能を強化するとともに、中心商店街等と連携したイベントを開催		12,070千円
改 まちの風情を感じる夜間景観創出事業費 新 金沢駅地下広場等の照明整備を実施		57,500千円
改 通訳ガイドおもてなし推進費 新 地域通訳案内士と旅行会社とのマッチング機会を創出し、受入環境を向上		2,200千円
宿泊施設改修支援事業費補助 宿泊者の利便性向上に資する旅館等の改修を支援		60,000千円
金沢中央観光案内所管理運営費 市中心部にて外国人窓口対応、当日宿泊予約の受付など充実した観光案内を実施		44,743千円



IV. 徴税経費 53,304千円

事業費合計 1,005,864千円
活用額合計 819,000千円

III. 市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策	29事業 活用額	292,803千円 292,803千円
新 市民と旅行者の相互理解促進事業費 市民と旅行者の相互理解を促進する特設サイトを開設し、市民生活と調和した観光を促進		3,800千円
新 金沢旅のマナー啓発推進費 旅行者に向けたマナー啓発動画を金沢駅構内のデジタルサイネージで放映		5,000千円
新 観光地美化推進モデル事業費 店舗等の協力により観光地のごみの引き取り等を行うモデル事業を実施		600千円
改 デジタル活用観光快適度向上事業費 新 観光地にAIカメラを設置して混雑状況を配信するとともに、混雑予測マップを多言語化		3,700千円
改 観光地周辺環境向上対策費 観光地周辺における交通誘導員の配置を拡充し、バスや歩行者の通行等の環境を向上		7,930千円
都心軸交通円滑化対策強化費 都心軸の交通円滑化と安全な歩行環境を確保するため、啓発員を配置		8,600千円
新 第3期「まちのり」運営費 自転車台数やポート数を拡充した第3期「まちのり」の運営を開始(令和7年4月)		27,800千円
新 金沢ふらっとバスキャッシュレス決済導入費 ふらっとバス此花・菊川ルートにキャッシュレス決済を導入		10,900千円
新 観光客等帰宅困難者対策費 帰宅困難者・観光客対応マニュアルを策定し、交通機関等と連携した合同訓練を実施		4,000千円
新 まちかど文化芸術プログラム推進費 市民や来街者がまちなかで気軽に体感できる文化芸術プログラムの実施方法等を検討		3,300千円

能登の魅力発信に活用することで能登地域を含めた広域観光を推進	7事業 活用額	37,700千円 36,200千円
改 有力広報媒体活用キャンペーン事業費 新 金沢と能登を組み合わせた魅力的な企画を掲載し、能登地域を含めた来訪を促進		2,000千円
クルーズ船能登応援消費拡大事業費 金沢港寄港のクルーズ船内に地域産品のPRブースを出展し、寄港時の消費を拡大		1,500千円
能登応援・震災復興キャンペーン事業費 全国の百貨店等の物産展において能登・金沢のタイアップキャンペーンを実施		3,500千円
改 第74回金沢百万石まつり開催費 新 能登応援企画として、キリコ巡行等を実施		2,700千円
改 KOGEIフェスタ!開催費 新 能登の工芸作家等の作品を活用したデジタルアートミュージアムを開催		3,000千円
金沢JAZZ STREET2025開催費 能登の復興を支援する特別ステージを開催		5,000千円
能登応援連携事業費補助 能登地域の復興に向けた市内経済団体等と能登の団体との連携事業に対して支援		20,000千円

3 白浜町における宿泊税の使途

(1) 宿泊税の使途の方針について

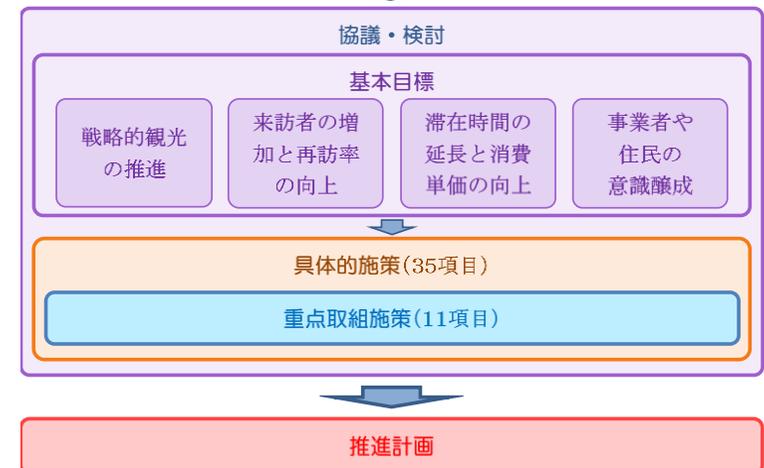
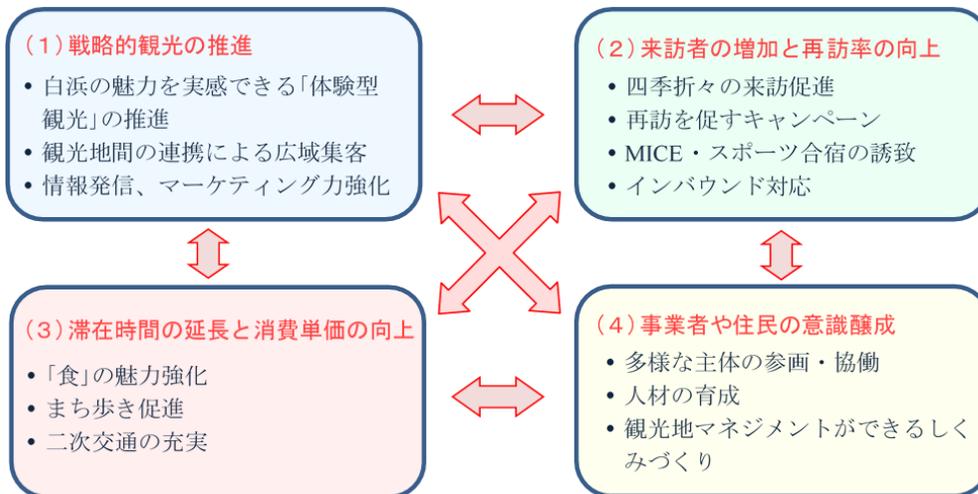
先行導入自治体では、「町の魅力向上・発展」や「観光振興を図る施策」に係る費用に充てることを目的に宿泊税を導入している。

白浜町における宿泊税の使途については、「白浜温泉街活性化構想推進計画」の基本方針や基本目標を踏まえ、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるなど、住民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策を実施していく。

白浜温泉街活性化構想推進計画 基本方針



白浜温泉街活性化構想推進計画 基本目標



3 白浜町における宿泊税の使途

令和7年11月18～20日 宿泊事業者説明会資料

(2) 観光振興施策例

宿泊税活用事業の事業区分例

事業区分	
観光資源の魅力向上	観光資源魅力向上等事業
	観光資源環境保全等事業
情報発信の充実	国内プロモーション強化事業
	国外プロモーション強化事業
旅行者の受入環境の充実	観光施設整備等事業
	まちなかにぎわい創出事業
誘客促進	観光イベント等充実事業
	誘客促進事業
	M I C E 等誘致強化事業
まちなみ景観整備	商店街周辺まちなみ整備事業
	その他まちなみ景観整備
その他観光振興を図る施策	

3 白浜町における宿泊税の使途

(3) 観光施策に係る財源

既存の観光施策に係る経費は、職員人件費（0.7億円）を除き、**約4.1億円**となっている。
国県支出金やふるさと納税等を除いた既存事業の一般財源は約**2.7億円**であるため、宿泊税を基にした既存事業の拡充及び新規事業を合わせると、町の観光施策として**2.7億円+αの財源を確保する必要がある**。

観光施策 事業費	観光職員人件費 0.7億円	一般財源
	既存事業4.1億円 + 新規事業α	国県支出金・ふるさと納税など
		一般財源
		宿泊税

※宿泊税の使途は、観光振興施策に限定し、使途は公開する

※財源内訳イメージ

新規事業含む宿泊税の**具体的使途**については、第二次白浜町長期総合計画や白浜温泉街活性化構想推進計画の基本方針を基に、新たなニーズも踏まえ検討を進めていく。

4 課税要件について

(1) 課税要件

項目内容		白浜町の宿泊税（案）
課税客体	税金がかかる物や行為	白浜町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者（宿泊施設）が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収	特別徴収
申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入（特例規定有り）
免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	先行導入自治体の例を参考に、検討
税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	先行導入自治体の例を参考に、事業者の事務負担を考慮し検討
課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	先行導入自治体の例を参考に、検討
課税期間 (見直し期間)	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	多くの先行導入自治体と同様に、条例施行後5年周期での見直しを検討
罰則規定	不申告に関する過料や帳簿記載義務違反等に関する罰則	先行自治体の例を参考に、検討

(2) 先行導入自治体の状況・・・参考資料1

4 課税要件について

(3-1)課税要件の詳細（課税客体・課税標準・納税義務者）

課税客体：白浜町に所在する宿泊施設への宿泊行為

課税標準：宿泊施設への宿泊数

納税義務者：宿泊施設への宿泊者

先行導入自治体において東京都を除き、「旅館業法の許可を受けたホテル・旅館・簡易宿所」、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）」としている。施設の種類によって、宿泊者が享受する行政サービスに変わりはないことから、課税客体は白浜町に所在する次の施設とし、また、先行導入自治体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」と考える。

【対象施設】

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設
- (2) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

【参考】

対象施設：旅館業法（ホテル・旅館・簡易宿所）301件、住宅宿泊事業法（民泊）255件

(3-2)課税要件の詳細（徴収方法）

徴収方法：特別徴収

宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であると考えられることから、全ての先行導入自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する方法をとっている。

4 課税要件について

(3-3)課税要件の詳細（申告期限）

申告期限：毎月末日までに前月分を申告納入する

ただし、一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける

全ての先行導入自治体において、毎月末日までに前月分を申告納入する方式をとっている。また、特例として、一定の要件に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入としている。

【要件例】

- (1) 過去12か月の宿泊税年税額が一定以下である
- (2) 過少申告加算金等の決定を受けていない
- (3) 税を滞納していない
- (4) 1年以上前から宿泊施設の経営を開始している など

(3-4)課税要件の詳細（免税点）

免税点：先行導入自治体の例を参考に、検討

免税点設定の考え方としては次のとおり

- (1) 課税の公平性の観点や宿泊事業者の事務負担の観点から、免税点を設けない。
- (2) 宿泊者の納付資力や宿泊単価の低い宿泊施設における負担感などから、一定の金額を下回る宿泊料金の宿泊について免税点を設ける。

先行導入自治体の多くは、(1)の考えにより、免税点を設けていない。

※宿泊税制度でいう宿泊料金とは、食事代、遊興費、駐車料金、入湯税、消費税などを除く素泊まり料金です。

【参考】

免税点設定自治体 東京都：10,000円未満、大阪府：7,000円未満（R7.9.1～5,000円未満）、金沢市：5,000円未満
 免税点設定なし 熱海市 等

4 課税要件について

(3-5)課税要件の詳細（税額・税率）

税額・税率：先行導入自治体の例を参考に、宿泊事業者の事務負担を考慮し検討

項目	一律定額制	段階的定額制	定率制
制度	宿泊料金に関わらず一定額で課税	区分ごとの宿泊料金に応じて課税	宿泊料金に応じて課税
税収額	<ul style="list-style-type: none"> ・他に比べ、税収が確保できない ・宿泊単価の上昇は税収に関係がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・一律定額制と定率制の中間程度の税収と考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額制に比べ、税収が多くなる ・宿泊単価に応じて税収増
観光客の負担	宿泊料が安価であるほど相対的に税負担が大きい	<ul style="list-style-type: none"> ・一定程度宿泊料金（担税力）に応じた税負担 	宿泊料（担税力）に応じた税負担
事業者等負担	税額計算の事業者等の負担が少ない	税額計算の事業者等の負担は中程度	税額計算の事業者等の負担が大きい
公平性	宿泊者に均等に負担を求める税制	一律定額制と定率制の中間	応能負担の観点に沿った税制
需給バランス	市場の価格調整を阻害する可能性有	税額の境目の宿泊料金帯では、需給バランスを阻害する可能性有	価格調整による市場の需給バランスを阻害しない
事例	福岡県、北九州市、熱海市	大半の自治体で導入	倶知安町（2%の定率）
社会状況への対応	インフレやデフレに対応できない	インフレやデフレに対応できない	インフレやデフレに対応できる

仮に、一律定額制により一人1泊300円とした場合の税収見込み

300円×約1,710,000人（推計年間宿泊者数）＝約5.13億円

4 課税要件について

(3-6)課税要件の詳細（課税免除）

課税免除：先行導入自治体の例を参考に、検討

全ての先行導入自治体において、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は、ウィーン条約（国家間の外交特権を規定している条約）を批准している観点から課税免除している。

一部の自治体において、次の対象者に対し課税免除を行っているほかは、課税免除を実施していない。

【課税免除例】

- (1) 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事の生徒等
- (2) 宿泊を伴うスポーツ大会等に参加する生徒等
- (3) 12歳未満の者

(3-7)課税要件の詳細（課税期間・見直し期間）

課税期間・見直し期間：多くの先行導入自治体と同様に、条例施行後5年周期での見直しを検討

全ての先行導入自治体において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしている。

【参考】

3年ごとの見直し：長崎市

5年ごとの見直し：その他自治体

施行後3年、その後は5年ごとの見直し：福岡県、福岡市、北九州市

4 課税要件について

(3-8)課税要件の詳細（罰則規定）

罰則規定：先行導入自治体の例を参考に、検討

宿泊税の適正公平な課税の実効性を高めるため、特別徴収義務者に対し、罰則規定を設けるもの。
先行導入自治体により、罰則規定は様々なものとなっている。

罰則対象行為	内容	自治体
特別徴収義務者証の掲示、貸付、譲渡、不返還等に関する違反	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	東京都、大阪府、金沢市
宿泊税に係る帳簿、売上傳票等の不記載・不作成又は虚偽記載・虚偽作成		東京都、大阪府、福岡県 金沢市、福岡市、北九州市、熱海市
//	3万円以下の罰金	倶知安町
納税管理人に関する申告義務の不履行	10万円以下の過料	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、熱海市

5 交付金等について

(1) 特別徴収交付金

宿泊税の申告と納入に要する宿泊事業者側の事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金。すべての先行導入自治体において実施している。

特別徴収交付金：納期限納入額の2.5%程度

先行導入自治体では、納入額の2.5%を特別徴収交付金としている。また、要件に応じて、交付金の額が増減されるほか、一部自治体では交付上限額を設けている。

【要件例】

- (1) 導入から5年間は特例措置として0.5%加算
- (2) 納期内納付していない場合、0.5%減算
- (3) 一定期間は納入額に1,000円を加算
- (4) 加算金を伴う増額更正等を受けたとき1.5%減算 など

白浜町としては、宿泊者がクレジットカードで宿泊税を事業者等へ支払った場合、クレジットカード会社への手数料が一定金額発生することを考慮し、特別徴収交付金の額を検討したい。

(2) システム整備費等補助金

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助するもの。

システム整備費等補助金：上限50万円（補助率1/2）を想定

先行導入自治体（導入予定自治体）の一部で、システム整備費等に対する補助を実施している。

- 【参考】 長崎市、熱海市 上限50万円（補助率1/2）
常滑市 上限100万円（50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助）

6 宿泊税制度設計(例)について

令和7年11月18～20日 宿泊事業者説明会資料

(1) 宿泊税制度設計(例)

項目	制度設計(例)
課税客体	白浜町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入(特例規定有り)
免税点	設定なし
税額・税率	一人1泊300円
課税免除	修学旅行などの宿泊を伴う学校行事の生徒等
課税期間 (見直し期間)	5年周期での見直しを検討
罰則規定	先行導入自治体の例を参考に、検討
特別徴収 交付金	納入額の2.5%
システム整備 等補助金	上限50万円(補助率1/2)

○観光施策に活用している財源

観光施策充当財源(R6年度)

【単位:千円】

財源	主な活用用途	金額
入湯税	観光施設の整備	100,966
	・浴場施設整備、公園施設整備	
	観光振興(ソフト事業)	
ふるさと納税	・観光協会等補助金、各種イベント補助、海水浴場費	78,400
	観光振興に関する事業	
国・県支出金	・観光宣伝特別補助金、スポーツ合宿補助金等	4,976
使用料、諸収入他		23,789
地方債		4,100
一般財源		266,667
	計	478,898

○宿泊税5億円の場合における歳出例

観光施策事業 8.9 億円	既存事業	・観光職員人件費 0.7億円 ・海水浴場費 0.6億円 ・公園、施設管理費 他1.9億円	3.2億円	一般財源等
	既存事業	・イベント補助 0.3億円 ・観光団体補助 0.7億円 ・誘客促進 0.6億円	6億円	一般財源等 + 宿泊税
	拡充 新規 事業	・既存拡充事業 ・新規事業 4.1億円		宿泊税
徴税費 0.3億円	徴税費	・徴税経費 0.3億円 (交付金 0.15億円含む)		

7 スケジュール

令和7年11月18～20日 宿泊事業者説明会資料

内 容	令和7年度							令和8年度												
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全員協議会				●		●			●											
検討委員会開催		●			●	●	●													
事業者アンケート			→																	
制度設計		→																		
パブリックコメント								→												
宿泊者アンケート			→																	
収納管理システム検討・導入					→															
条例上程										●										
検察庁協議						→														
総務省協議			事前調整							→										
事業者説明会			●										●		●					
事業者周知期間													→							
宿泊税使途の検討		→																		

宿
泊
税
開
始

アンケート調査の依頼について

(1) 宿泊税導入に係るアンケート（事業者様用） 【ピンク色】

白浜町では、魅力あふれる観光地「白浜」として、観光資源の魅力向上、情報発信の充実や観光客受け入れ体制等の充実など、更なる観光振興を図るための財源確保の一つの手段として宿泊税の導入を検討しています。

つきましては、宿泊税に関するご意見や検討の基礎事項の把握を目的として、本アンケートを実施しますのでご理解とご協力をお願いします。なお、本アンケートは宿泊税の導入に関する検討のみに使用し、他の目的では使用しません。また、集計結果を公表することがありますが、特定の事業者が判別できるような表現はいたしません。

○アンケートでは、以下の内容の質問をしています。

- ・旅館業法に基づく営業の種別について
- ・施設の客室数、収容人数、年間の総宿泊人数、宿泊料金の区分について
- ・宿泊税を導入した場合の宿泊税の用途について
- ・宿泊税の税額設定について
- ・宿泊税の課税免除について
- ・宿泊税の導入準備期間について
- ・宿泊税を導入した場合の負担について

アンケート調査の依頼について

(2) 宿泊税導入に係るアンケート（宿泊者様用）【水色】

白浜町では、魅力あふれる観光地「南紀白浜」として、観光資源の魅力向上、情報発信の充実や観光客受け入れ体制等の充実など、更なる観光振興を図るための財源確保の一つの手段として宿泊税の導入を検討しています。

つきましては、宿泊税に関するご意見や検討の基礎情報の把握を目的として、本アンケートを実施しますのでご理解とご協力をお願いします。

○アンケートでは以下の内容の質問をしています。

- ・今回宿泊した施設の種別(ホテル、旅館、民宿、民泊など)について
- ・宿泊での食事形態について
- ・一泊あたりの宿泊料金について
- ・宿泊税について
- ・宿泊税の使い道について
- ・宿泊税を導入した場合に、宿泊先の選定に影響があるかについて
- ・宿泊税額について